課外活動再開に向けた指針について

令和2年10月12日 國學院大學学生部

課外活動再開については、新型コロナウイルスへの感染リスクに十分配慮された「活動計画書」をもとに、<u>学生部による以下の指針を遵守できる部会において活動を申請できる。</u>なお、申請を受けた後、最終的な許可は学生部長もしくは学生部副部長が行う。

- ① 公認部会・準公認部会更新申請届(旧学内団体継続届)の承認及び、課外活動に対する保険加入の完了。(体育連合会加盟の部会についてはスポーツ安全保険の加入含む)
- ② 参加者の活動以前の体調管理・健康観察記録の実施。(検温記録2週間を目安とする)
- ③ 感染リスクや活動地域への配慮等を考慮した活動計画書の作成。
- ④ 利用施設の環境における感染リスクの把握及び感染予防対策の明示と会員への周知。 (練習場所・食事場所の3密回避、消毒剤準備、衛生管理の徹底等)
- ⑤ 移動手段の感染リスクの把握及び感染予防対策の明示と会員への周知。
- ⑥ 指導者の常駐。やむをえず常駐できない場合は①~⑤について指導者が把握し、許可が得られている。
- ⑦ ①~⑥の全てについて参加者とその保護者等へ周知がなされ、同意を得られている。

≪合宿について≫

正課であるゼミ合宿は原則禁止であることから、課外活動においても原則禁止とする。 ただし、特段の事由があると学生部が認め、指導者が必ず常駐することを前提に下記の書類を 追加提出し、許可された場合のみ実施することができる。

- ・上記④に関する詳細資料(特に宿泊時の感染予防対策について記載)
- ・「合宿・遠征参加誓約書」(本人及び保護者等からの署名が得られている)

※なお、社会状況により活動を中止とする場合がある。

◎課外活動再開・申請の流れ

以下の書類を学生生活課または、たまプラーザ事務課へ提出する。

- ①活動計画書及び参加者名簿(必須) ⇒参加者名簿の保護者等確認済の申告欄は必ず記入。
- ②学生部長もしくは学生部副部長より活動再開の許可または保留
 - ⇒活動計画書の内容によっては、ヒアリングを実施する。
- ③各キャンパス施設使用申請書 ⇒学内施設利用の場合、活動計画書内容の許可後に提出。
- ※活動内容に変更がある場合は、上記の通り再度申請する。

◎施設使用許可時間について

・使用許可施設(部室除く)および時間

渋谷

◎5号館:アリーナ、多目的フロアー、ピロティ

月~土 9:00~18:00 (10月末までは16:00まで)

日・祝(授業日を除く) 9:00~16:00

◎若木会館:3階弓道場、4階小フロアー、5階共用室3

全日 9:00~16:00 (原則として)

たまプラーザ

◎SS1・SS2・グラウンド・野球場

月·火·木·金 $16:30\sim21:00$ 水·土 $12:30\sim21:00$ 日·祝 $9:00\sim17:00$

◎SS3 (授業使用時を除く)・

5号館(多目的ホール・文化団体連合会会議室、会議室〈体育連合会〉)

月~土 $9:00\sim21:00$ 日·祝 $9:00\sim17:00$

※いずれの日も、トレーニングルームはそれぞれの30分前に使用終了とする。

相模原

グラウンド :月~土 9:00~20:00 日・祝 9:00~17:00

テニスコート:全 日 9:00~17:00 ※市民開放日実施の場合は~16:00

◎学内施設(部室・教室等) について

- ・部室内での課外活動は不可とし、荷物の搬出入のみ許可する。 ※渋谷・若木会館での搬出入を希望する場合は、前日までに必ず連絡すること。
- ・教室の使用については、対面授業での使用状況と各部会で提出する活動計画書に示した感染症 予防策を確認した上で、渋谷・たまプラーザそれぞれの実情に応じて判断し、対応を行う。

◎新入生勧誘及び歓迎行事等について

新歓実行委員会が実施する「新入生オリエンテーション」を主とする。各部会と新入生が連絡を取る方法については、「新歓オリエンテーションガイドライン」を参照し、適切に行うこと。 ※新入生勧誘に関する相談は、新歓実行員会または以下の窓口まで連絡すること。

◎問い合わせ・相談

· 学内施設利用

渋谷…学生生活課03-5466-0145たまプラーザ・相模原…たまプラーザ事務課045-904-7700

· 学外施設、自宅等 … 学生生活課 03-5466-0145